

## (2)退職手当(令和7年4月1日現在)

区分	小金井市		東京都	
	自己都合	勧奨・定年	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.0月分	23.0月分	23.0月分	23.0月分
勤続25年	30.5月分	30.5月分	30.5月分	30.5月分
勤続35年	43.0月分	43.0月分	43.0月分	43.0月分
最高限度額	43.0月分	43.0月分	43.0月分	43.0月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
1人当たり平均支給額	8,740千円	23,528千円	2,350千円	22,346千円

※退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です

## (3)地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)	1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
317,631千円	536,539円	小金井市	16%	592人	15%

## (4)時間外勤務手当

	支給実績	1人当たり平均支給年額
令和5年度決算	252,485千円	508千円
令和6年度決算	258,214千円	521千円

## (5)その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容および支給単価 の異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	<b>【内容】</b> 扶養親族を有する職員に支給 <b>【支給額】</b> (1) 子11,500円(子が満16歳年度初めから満22歳年度末までの場合は15,500円) (2) 配偶者またはパートナーシップ関係の相手方3,000円(行(一)8級相当以上には支給されない) (3) 父母等6,000円(課長級には支給されない) (4) 父母等6,000円(課長級は3,000円)	異なる	支給対象者、支給単価 <b>【国】</b> (1) 子11,500円(子が満16歳年度初めから満22歳年度末までの場合は16,500円) (2) 配偶者またはパートナーシップ関係の相手方3,000円(行(一)8級相当以上には支給されない) (3) 父母等6,500円(行(一)8級相当以上は3,500円)	46,304千円 198,730円
給料の特別調整額 (管理職手当)	管理または監督の地位にある一定範囲の職員に対して76,000~103,000円	異なる	支給対象者、支給割合 <b>【国】</b> 46,300~146,400円	53,956千円 870,258円
住居手当	<b>【内容】</b> 自ら居住するための住居を借り受け、月額15,000円以上の家賃を払っている世帯主等に支給 当該年度末年齢35歳未満の職員にのみ支給し、管理職には支給されない <b>【支給額】</b> 15,000円	異なる	支給対象者、支給対象区分、支給単価 <b>【国】</b> 借家・借間 支給限度額28,000円	7,807千円 136,965円
通勤手当	交通機関利用者 運賃相当額 交通用具使用者 通勤距離に応じて支給	異なる	交通用具使用者の支給額 <b>【国】</b> 2,000~31,600円	44,948千円 90,439円

## (4)特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

## ①給料・報酬

## ③退職手当

区分	給料月額等	区分	算定方式	1期の手当額	支給時期
給料	市長	市長	給料月額×(在職年数×3.38)	13,046,800円	任期ごと
	副市長		給料月額×(在職年数×2.90)	9,570,000円	
	教育長		給料月額×(在職年数×2.42)	5,553,900円	
報酬	議長	副議長			会員登録
	副議長				
	議員				

## ②期末手当

市長、副市長、教育長	議長、副議長、議員
3.95月分	3.95月分

※令和6年度支給割合

## 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

## (1)職員の勤務時間、休憩時間の概要

本庁舎、第二庁舎勤務職員の一般的な例=午前8時30分~午後5時15分(正午~午後1時は休憩時間)

## (2)休暇制度の概要

△年次有給休暇△公民権の行使△育児時間△出産支援休暇△育児参加休暇△子どもの看護等休暇△生理休暇△産前および産後の休養△病気休暇△夏季休暇△ボランティア休暇△骨髓液提供等休暇△結婚休暇△忌引△介護休暇△短期の介護休暇

## (3)休暇の取得状況

年次有給休暇 平均取得日数	年次有給休暇 取得率
16.8日	84.4%

※令和6年4月~7年3月の期間を対象としています

## 5 職員の休業の状況

育児休業取得者数	部分休業取得者数
27人	10人

※令和6年度に新たに取得した職員数です

## 6 職員の分限処分および懲戒処分の状況

## (1)分限処分の状況(令和6年度)

分限処分とは、地方公務員法第28条の規定により、公務能率を維持することを目的として、職員がその職責を十分に果たすことができない一定の事由のある場合に、職員の意に反して行う処分です。

処分者数(延べ人数)			
降任	免職	休職	合計
0人	1人	64人	65人

※同一職員の再処分の場合も含みます

## (2)懲戒処分の状況(令和6年度)

懲戒処分とは、地方公務員法第29条の規定により、公務における規律と秩序を維持することを目的として、職員に法令等の違反、職務上の義務の違反、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合などに行う処分です。

処分者数				
戒告	減給	停職	免職	合計
0人	0人	0人	0人	0人

## 7 職員の服務の状況(令和6年度)

地方公務員法第30条では、服務の根本基準として、「全て職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。職員が守るべき義務は、次のとおりです。

区分	法令等おより上司の職務上の命令に従う義務	信用失墜行為の禁止	秘密を守る義務	職務に専念する義務	政治的行為の制限	争議行為等の禁止	営利企業等の従事制限
違反者数	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

## 8 職員の退職管理の状況

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第3号)により、地方公共団体においては職員の退職管理に関する事項を条例等で定め、適正な管理を行うこととされています。本市においては、職員の退職管理に関する条例および退職管理に関する規則を制定し、元職員による働きかけの規制等、適正な退職管理の取り組みを行っています。

## 9 職員研修の実施状況(令和6年度)

区分	研修内容等	受講者数(延べ人数)
独自研修	新任職員研修、現任研修、主任職研修等	227人
派遣研修	文書実務研修、経理実務研修	72人
その他	上級救命講習、メンタルヘルス研修、人権研修等	438人
東京都市町村職員研修所	職層別研修、法務研修、情報処理研修、実務研修等	315人
その他	第3ブロック合同研修	12人

## 10 職員の福祉および利益保護の状況

## (1)福利厚生事業について

## ①福利厚生事業の概要

区分	主な事業内容





<tbl\_r cells="2" ix